

令和2年4月1日適用

学校問題支援員（会計年度任用職員）職務内容及び主な勤務条件（予定）

項目	内容
職名	学校問題支援員
任用根拠	地方公務員法第22条の2第1項第1号
任用期間	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで ※ 任用期間満了後に同一の職務内容の職が設置される場合で、かつ能力実証の結果が良好である場合は、これまでと通算して連続4回まで公募によらず再度任用される可能性があります。 なお、期間を定めた任用であり、令和3年4月1日以降の任用を保障するものではありません。
勤務職場	東京都教育相談センター 東京都新宿区北新宿4-6-1
職務内容	(1) 学校、保護者、地域住民等からの学校教育活動に関する意見、要望、苦情等の電話相談対応 (2) 区市町村教育委員会及び学校経営支援センターの解決困難事例について、専門家からの助言を受け、解決策の提示及び支援対応 (3) 連絡会、講演会、個別相談会の運営等 (4) その他、上司から指示を受けた業務
勤務日数	月16日
勤務時間	1日7時間45分（休憩時間1時間あり）とし、①及び②の交替制勤務とする。 ①B勤9:00～17:45 ②D勤12:30～21:15 原則、超過勤務はないが、業務の必要上真にやむを得ない場合に限り、超過勤務を命ずる場合がある。
休暇等	（有給） 年次有給休暇、公民権行使等休暇、慶弔休暇、夏季休暇 （無給） 妊娠出産休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、子どもの看護休暇、生理休暇、短期の介護休暇、介護休暇、介護時間、育児休業、部分休業
報酬	月額 221,700円 ※ 令和元年度の額であり、改定される場合あり ※ 通勤手当相当額を別途支給（上限55,000円/月） ※ 一定の要件を満たす場合、期末手当を支給
福利厚生等	福利厚生：一般財団法人東京都人材支援事業団に加入 社会保険：厚生年金、雇用保険、健康保険及び介護保険を適用 健康診断：常勤職員に準じて実施 公務災害：対象